

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【公開番号】特開2010-194237(P2010-194237A)

【公開日】平成22年9月9日(2010.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2010-036

【出願番号】特願2009-45550(P2009-45550)

【国際特許分類】

A 6 1 M 1/14 (2006.01)

B 6 5 D 39/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 1/14 5 9 9

B 6 5 D 39/04 J

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月15日(2012.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インナーノズル部および内周に雌ねじを有する外壁を備えた流体ポートに被冠される、頭部と、前記頭部から突出した円筒部と、前記円筒部外周に前記雌ねじに螺合される形状の雄ねじとを備え、前記円筒部の内周面にシール部が形成された栓体であって、前記シール部は、少なくとも1つのインナーノズル接触部および前記接触部よりも頭部方向に非ノズル接触部を有し、前記非ノズル接触部が、前記ノズル部の先端開口端から根元方向に垂直距離で0.5mm～8.0mm離れた位置までの範囲に相対する範囲に形成されたことを特徴とする栓体。

【請求項2】

前記円筒部の材質が硬質プラスチックで、前記シール部の材質が弾性材料であり、両者が一体に成形されたことを特徴とする請求項1に記載の栓体。

【請求項3】

インナーノズル部および内周に雌ねじを有する外壁を備えた流体ポートを有する医療用具であって、請求項1または2に記載の栓体が前記流体ポートに挿入されたことを特徴とする医療用具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上記目的を達成する本発明の栓体は、下記の構成からなる。

1. インナーノズル部および内周に雌ねじを有する外壁を備えた流体ポートに被冠される、頭部と、前記頭部から突出した円筒部と、前記円筒部外周に前記雌ねじに螺合される形状の雄ねじとを備え、前記円筒部の内周面にシール部が形成された栓体であって、前記シール部は、少なくとも1つのインナーノズル接触部および前記接触部よりも頭部方向に非ノズル接触部を有し、前記非ノズル接触部が、前記ノズル部の先端開口端から根元方向

に垂直距離で 0 . 5 m m ~ 8 . 0 m m 離れた位置までの範囲に相対する範囲に形成されたことを特徴とする栓体。

2 . 前記円筒部の材質が硬質プラスチックで、前記シール部の材質が弾性材料であり、両者が一体に成形されたことを特徴とする前記 1 に記載の栓体。

3 . インナーノズル部および内周に雌ねじを有する外壁を備えた流体ポートを有する医療用具であって、前記 1 または 2 に記載の栓体が前記流体ポートに挿入されたことを特徴とする医療用具。